

原議保存期間10年
(平成33年3月31日まで)

警察庁内総発第9号

平成23年3月31日

警察庁長官官房長

各都道府県警察の長
皇宮警察本部長 殿
(参考送付先)

庁内各局部課長

警察大学校長

科学警察研究所長

各地方機関の長

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の一部を改正する規則及び被疑者取調べ適正化のための監督に係る点検及び指導に関する実施細目の施行について

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の一部を改正する規則(平成23年国家公安委員会規則第4号。以下「改正規則」という。別添1及び2参照)が、本日公布され、また、改正規則第12条第4項に基づき、被疑者取調べ適正化のための監督に係る点検及び指導に関する実施細目(平成23年警察庁訓令3号。以下「訓令」という。別添3参照)が、本日制定され、いずれも平成23年4月1日施行予定である。その趣旨及び内容並びに運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 改正等の趣旨

これまで、旧規則第12条に基づき、国家公安委員会の定めるところにより、実地点検及び指導(以下「指導等」という。)を実施してきたが、これまでの指導等の実施状況を検証した結果、指導等の実施要領等が確立されたことから、今回、旧規則を一部改正し、同条に今後の指導等の基本となる事項等を明示した。また、同条第4項により、警察庁長官が定めることとされた、指導等の実施に関し必要な事項の細目を訓令に定めた。

第2 内容

1 改正規則(第12条関係)

これまで国家公安委員会決定で定めていた下記事項について改正規則に明示したほか、個別の重点項目等については、警察庁長官が定めることとした。

(1) 指導等の実施事項

ア 第4条から第11条までに規定する事項の実施状況に関すること。

イ 被疑者取調べの監督業務に関する教養その他の当該業務の円滑な運営に関すること。

(2) 実施方法

関係者からの聴取り、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法

(3) 実施頻度

原則として毎年度1回、皇宮警察本部及び全ての都道府県警察に対して実施

2 訓令

(1) 重点項目

長官官房総務課長が、毎年度、被疑者取調べの監督業務の実情を踏まえ、重点項目を定めることとした。

(2) 実施職員

ア 内部部局にあっては、長官官房審議官、長官官房総務課長及び長官官房総務課取調べ監督指導室に所属する警視以上の階級にある警察官

イ 地方機関にあっては、次に掲げる者

(ア) 警務課長

(イ) 警務課に所属する警視以上の階級にある警察官

(ウ) ア又はイに掲げる者のほか、管区警察局長が必要と認める場合にあっては、総務監察部、総務部又は総務監察・広域調整部に所属する警視以上の階級にある警察官

第3 運用上の留意事項

各管区警察局にあっては、長官官房総務課長が定める重点項目等を確認し、実効のある指導等の実施に努められたい。

(別添1～3については省略)

